# 第2章 環境の状況と対策

I 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された 自然共生社会づくり

## 第4節 生物多様性\*と生態系\*の保全

## 目標と進捗状況

指標	目標設定時	直近値	最終目標値
希少野生動植物種の新規保護増殖	_	3箇所	10箇所
箇所数		(R4年度)	(R4年度~R8年度の累計)
生物多様性の認知度	67.7%	67.2%	75.0%以上
	(R2年度)	(R4年度)	(R8年度)

## 主な実施施策

## 1 「埼玉県生物多様性保全戦略」の推進

■地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地の確保 県内各地の地域環境に応じた多様な生物の生息・生育地を確保するため、重要な生態系を有する森林や河川環境の保全、樹種、林齢 構成の異なる森林の配置、特別緑地保全地区\*など地域制緑地\*の指定や公有地化の推進、「緑化計画届出制度」(再掲p.41)における在来種の植栽による緑化、みどりの保全・創出や川との共生に取り組む団体等への支援などに取り組みました。

#### ■推進体制の整備

生物多様性\*の保全を進める関係者の連携・情報共有の拠点とするため、令和4年4月に「埼玉県生物多様性センター」を環境科学国際センターに設置しました。

#### ■県民による自然環境保全活動の推進

希少種や在来種の動植物の保全活動に取り組む団体への技術的支援を行うとともに、希少野生生物保護推進員7名を委嘱し、生息・ 生育状況の把握等を行いました。

#### 図4-1 生物多様性とは

#### 1 生態系の多様性

森林、湿原、河川など、 いろいろなタイプの自 然がそれぞれの地域に 形成されていること。

# 種の多様性

いろいろな動物・ 植物や菌類、バク テリアなどが生息・ 生育していること。

## 遺伝子の多様性

同じ種であっても、 個体や個体群の間 に遺伝子レベルで は違いがあること。

## 2 希少野生動植物などの保護の推進

#### ■希少野牛動植物種の保護増殖・調査・普及啓発等の実施

#### (1) 希少野牛動植物種の保護増殖・調査

多様な種の野生生物を県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。現在、ムサシトミヨやサクラソウなど22種(動物3種、植物19種)を「県内希少野生動植物種」に指定し、捕獲・採取を制限しています。

あわせて、市町村・学校・保全団体等が行う希少野生動植物種の 保護増殖活動を支援し、令和4年度は3箇所が新規保護増殖箇所と なりました。

また、希少野生生物保護推進員と連携し、希少野生動植物の生息



写真4-1 ムサシトミヨ



写真4-2 サクラソウ

地等の巡視により、生息状況及び生態把握調査を行いました。

#### (2) 希少野生動植物種の普及啓発

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブックを作成しています。現在、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、県民に情報を公開しています。

また、保護すべき種や保護区の指定等に係る調査・検討、環境教育、イベントや保全活動等を通じた普及啓発を行いました。

#### (3) 生物多様性\* センターにおける普及啓発

令和4年度は、キックオフミーティング、ミドリシジミを見る集い、いきものサイエンスカフェ、いきものフォーラムを開催し348人に参加いただきました。



写真4-3 ミドリシジミを見る集い

#### ■野生動植物の継続的調査

野生動植物の生息・生育環境の変化や開発行為等に伴う生息・生育地の改変を把握し、在来種の生息・生育地の保全・再生につなげるため、オオタカなど野生動植物の生息状況調査を実施しています。

### 3 野生鳥獣の適正な保護管理

#### ■野生鳥獣の個体数管理等による生態系\*などへの被害の防止

鳥獣保護管理に関する施策を推進するため「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第13次鳥獣保護管理事業計画(計画期間:令和4年4月1日~令和9年3月31日)に基づいた保護管理対策を実施しました。近年、生息域の拡大により生態系や農林業への被害が特に著しいニホンジカ、イノシシについては、第3次第二種特定鳥獣管理計画(計画期間:令和4年4月1日~令和9年3月31日)に基づき、わなの狩猟期間を延長(1か月)することでニホンジカやイノシシの捕獲を促進し、さらにニホンジカについては、管理捕獲の実施等の対策を行いました。

また、令和4年度末時点で、鳥獣保護区(狩猟を禁止)64か所30,415.7ha、特定猟具使用禁止区域(銃)(危険の予防等)126か所209.117.4ha等を指定しており、鳥獣の生息環境を保全整備し狩猟の適正化を図りました。

#### ■野生鳥獣の生息状況調査などによる保護管理

#### (1) 野生鳥獣の生息状況調査及び捕獲による管理

森林生態系\*や農林業被害に大きな影響を与えているイノシシやニホンジカの生息数や生息密度を把握し、管理の指標とするためのイノシシ及びニホンジカの生息状況調査及び県内の水産業被害等に影響を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。

狩猟、許可捕獲(主に有害鳥獣捕獲)及び管理捕獲によって、令和4年度はイノシシ1.223頭、ニホンジカ4,804頭、カワウ248羽が捕獲されました。

#### (2) 傷病野生鳥獣の保護

令和4年度は44の保護診療機関を指定し、255羽の傷病野生鳥獣を保護治療しました。 さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまでの間、保護飼養を依頼するボランティアの確保に努め、個人及び法人で合計61者(令和4年度末時点)が登録しています。



写真4-4 県境付近におけるニホンジカ

#### ■野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の確保及び狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施し、令和4年度は 狩猟免許交付を341件、狩猟免許更新を931件行い、令和4年度末の有効免許件数は5,027件となりました。

また、実際の狩猟経験が少ない狩猟免許保持者を対象とし、ニホンジカ捕獲実践研修を行い、実践的な捕獲ができる狩猟者を育てています。

鳥獣保護管理員(令和4年度は77人)を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

#### ■野生鳥獣における感染症等への連携した対応

野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に対処するため、関係機関との情報提供等の連携体制を構築しています。令和4年度は、死亡野鳥発生事例10件について「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル(環境省作成)」に基づき検査を実施し、2件3羽で陽性でした。なお、野鳥監視重点区域内において状況調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

## 4 侵略的外来生物\*の計画的防除

#### ■侵略的外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系\*等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物を駆除することにより、生態系、人の生命・身体及び農林水産業等への被害防止を図りました。県内において、被害防止対策が必要な生物として、令和4年度は8市町でカミツキガメ39頭を駆除しました。また、クビアカツヤカミキリについて、22市町村598か所で被害が確認され、市町村と連携し、薬剤や伐採による防除を実施しました。



写真4-5 カミツキガメ



写真4-6 クビアカツヤカミキリ

### ■アライグマの計画的防除

特定外来生物のうち、県内で特に問題となっているアラ

イグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画(第4次計画)」に基づき、市町村と連携した計画的防除及び有害鳥獣捕獲により、令和4年度は63市町村で10.515頭を捕獲・駆除しました。また、捕獲されたアライグマの捕獲位置等について情報を集積しました。



写真4-7 アライグマ

